

小城市 出前講座

小城市の子育て支援について

令和6年（2024年）7月25日（木）



ようかん右衛門

佐賀県小城市



こい姫

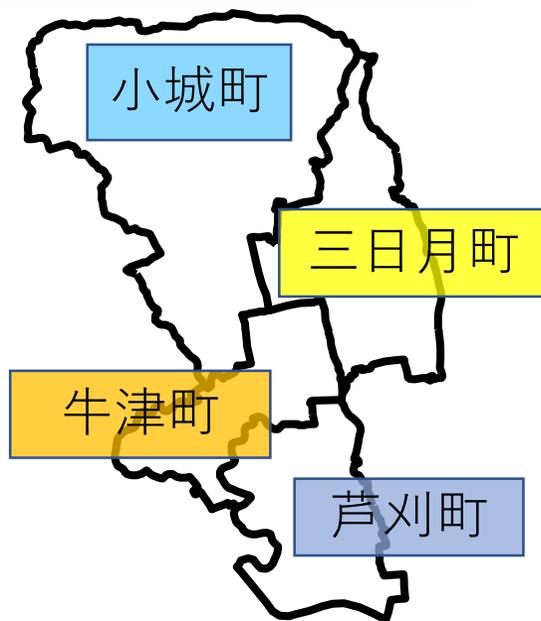
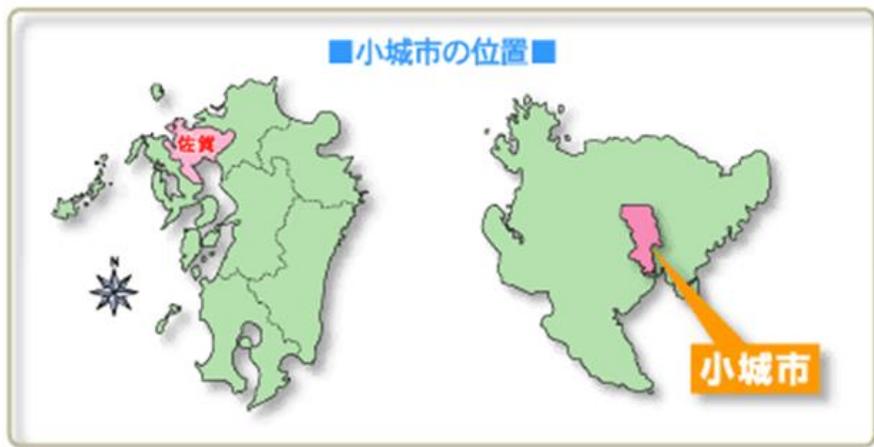
本日の、出前講座では、

1. 小城市の概要
2. 小城市役所の概要
3. 子育て支援事業について
4. ひとり親家庭への支援について

お話ししたいと思います。
どうぞ、よろしくお願いします。

1. 小城市の概要

小城市の概要



平成17年（2005年）3月1日

小城郡4町が合併し『小城市』誕生

人口：44,110人

世帯数：17,565世帯

【令和6年(2024年)6月末住基】

面積：95.81km²

市の花：さくら

市の木：桜

特産品：羊羹・米・海苔

保育・幼児教育施設：19施設

小学校：8校、中学校：4校

高校：2校、大学1校

誇郷幸輝

～みんなの笑顔が輝き 幸せを感じる ふるさと小城市～

第2次小城市総合計画を推進していくことで、
実現を目指すまちの姿（将来像）です。

市民が、目指しているまちの姿をイメージしやすく、
将来に向けた希望を持つことが出来るように、まち
づくり全体の目標として設定しています。

小城市総合計画 10の政策



政策：子育て・教育

子どもが自分らしく笑顔で育っていけるまち

この政策を実現するための施策として…

施策：子育て支援の充実

SDGs目標



小城市総合計画（子育て支援の充実：SDGs目標）

ゴール

ターゲット

1 貧困をなくそう



1.2 貧困状態にある人の割合を半減させる

3 すべての人に健康と福祉を



3.1 妊産婦の死亡率を削減する

3.2 新生児及び5歳未満児の予防可能な死亡を根絶する

4 質の高い教育をみんなに



4.2 乳幼児の発達・ケアと就学前教育にアクセスできるようにする

16 平和と公正をすべての人に



16.2 子どもに対する虐待や暴力・拷問をなくす

17 パートナーシップで目標を達成しよう



17.14 持続可能な開発のための政策の一貫性を強化する

2. 小城市役所の概要

小城市役所の組織

総務部	総務課	福祉部	社会福祉課	教育委員会	教育総務課
	防災対策課		高齢障がい支援課		保育幼稚園課
	財政課		健康増進課		学校教育課
	企画政策課	産業部	農林水産課		生涯学習課
	総合戦略課		農村整備課		文化課
	国民スポーツ大会 推進課		商工観光課	市民病院	
市民部	市民課	建設部	建設課	会計局	
	人権・同和対策室		下水道課	議会事務局	
	税務課		都市計画課	監査委員事務局	
	国保年金課		定住推進課	選挙管理委員会事務局	
	環境課	水道課	農業委員会事務局		

小城市役所 社会福祉課について



社会福祉課

地域福祉係

- ・パーキングパーミットに関すること
- ・民生委員、児童委員に関すること
- ・戦傷病者、戦没者遺族等に関すること
- ・災害援護に関すること
- ・行旅病人、行旅死亡人に関すること

保護係

- ・生活保護に関すること

子育て支援係

- ・児童福祉に関すること
- ・子育て支援、相談に関すること
- ・ひとり親家庭の福祉に関すること
- ・児童手当に関すること
- ・子どもの医療費助成に関すること

3. 子育て支援事業について

子育て支援係が実施している主な事業

1. 子どもの医療費助成事業
2. 児童手当支給事業
3. 地域子育て支援拠点事業
4. 児童センター事業
5. 子育て相互支援事業
(ファミリー・サポート・センター事業)
6. 病児・病後児保育事業
7. 子育て短期支援事業 (ショートステイ)
8. 相談事業 《子ども家庭支援員》
9. 要保護児童対策事業

1. 子どもの医療費助成事業

- ◆ 0歳～中学生までの児童が県内の医療機関を受診する場合、「子どもの医療費受給資格証(水色)」と「健康保険証」を提示することで、保護者負担額(上限額あり)のみの支払いでよくなります。

※令和7年度から対象者の拡充(高校生)を目指して、現在、パブリックコメント(意見募集)を実施しております。

※下記は県外の医療機関ですが、未就学児の場合に限り、受給資格証を提示すれば現物給付方式の助成が受けられます。

【久留米大学病院・福岡市立こども病院・聖マリア病院・佐世保共済病院・佐世保市総合医療センター、九州大学病院】

助成方法と保護者負担額

対象の子ども	医療機関	助成方法	保護者負担額 1人につき、ひと月・1医療機関あたり
0歳から 中学生まで	<ul style="list-style-type: none"> ・県内の医療機関 ・指定の県外医療機関(※1)において 子どもの医療費受給資格証の提示あり	(1)現物給付	【入院】 上限1,000円 【通院】 1・2回目:上限500円 3回目以降:保護者負担なし
	<ul style="list-style-type: none"> ・県外の医療機関 または 子どもの医療費受給資格証の提示なし	(2)償還払い	【調剤】 保護者負担なし

(1)「現物給付」…保護者負担額のみを医療機関で支払います。

(2)「償還払い」…一旦、保険適用分全額を医療機関で支払った後、小城市へ申請

(領収書添付)すれば保護者負担額を差し引いた金額の払戻しを受けることができます。

※赤字の箇所は、来年度以降変更となる可能性があります。

2. 児童手当支給事業

児童の年齢		所得制限以下の場合 (月額)	所得制限を超える場合 (月額)
0歳～3歳未満		15,000円	一律 5,000円
3歳～小学校修了前	第1子・第2子	10,000円	
	第3子以降	15,000円	
中学生		10,000円	

制度変更

児童の年齢		所得制限無し
0歳～3歳未満	第1子・第2子	15,000円
	第3子以降	30,000円
3歳～高校生	第1子・第2子	10,000円
	第3子以降	30,000円

令和6年10月
(12月支給)分

◆申請月の翌月から支給。(2月、6月、10月に4カ月分を支給)

※12月支給分からは、2カ月に1回の支給となります。(12月、2月、4月…)

3. 地域子育て支援拠点事業(子育てひろば)

- ◆季節に応じた行事や親子遊び等、子ども(乳幼児)と保護者の交流の場として、[子育てひろば]を開設しています。また、子育てについての相談、情報提供、助言、その他の援助を行っています。
- ◆毎月発行の広報「さくら」や小城市情報アプリ「OgiOgi」、小城市ホームページなどで開催日時を掲載しています。

(1) 取り組みについて

(2) 育児サークル



(1) 取り組みについて

◆ 保育士による子育て相談

<開催時間 10:00~16:00>

子育てひろば	開催日	開催場所
なかよし広場	毎週月・水・金曜日	小城保健福祉センター「桜楽館」
であいの広場	毎週火・水・木曜日	小城市健康スポーツセンター「アイル」
ゆうゆう広場	毎週月・水~金曜日	小城市児童センター「ゆうゆう」
子育てサロンこすもす	毎週火・木曜日	芦刈保健福祉センター「ひまわり」

(2) 育児サークル

	育児サークル名	対象年齢	開催日時	場所
なかよし 広場	なかよし広場	乳幼児	毎週月・水・金曜日 10時～12時、13時～15時	小城保健福祉センター 「桜楽館」(小城町) TEL73-2700
であいの 広場	ひよこさん	0歳～1歳児	月1回、火曜日 11時～11時45分	小城市健康スポーツ センター「アイル」(牛津町) TEL51-5515 ※事前の登録が必要
	コアラ広場	乳幼児	水～木曜日のうち月2～3回 11時～11時45分	
	おはなし会	乳幼児	月1回 10時45分～11時30分	
ゆうゆう 広場	ベビーひろば	0歳～1歳児	水・金曜日のうち月1回 11時～11時45分	小城市児童センター (三日月町) TEL72-1300
	ゆうゆうひろば	乳幼児	月3～4回、月曜日 11時～11時45分	
	ゆうゆうおはなし会	乳幼児	月1回、月曜日 11時～11時45分	
ライ サイト	子育てサロンこすもす	乳幼児	毎週火・木曜日 10時～12時、13時～15時	芦刈保健福祉センター 「ひまわり」(芦刈町) TEL66-5566

4. 児童センター事業

◆小城市児童センターは、健全な遊びを通して児童の生活を豊かにし、児童に必要な指導を行うことを目的とした施設です。

◆0歳から18歳までの児童が利用できます。

(小学校入学前の児童の利用は保護者同伴としています。)

◆《利用時間》

小学生以下 10時～17時まで(夏季は ~18時まで)

中学生以上 10時～19時まで

(日曜日は、すべての児童が、~18時まで)



5. 子育て相互支援事業 (ファミリー・サポート・センター)

- ◆ 援助をしたい方(協力会員)が、援助を受けたい方(利用会員)の子育てをお手伝いする事業です。



- ◆ 急な用事、仕事の都合、イベント、講習会、子どもを連れていけない時などに利用できます。

ファミリー・サポート・センターについて

◆対象者 原則として、小学生まで
(事前の登録が必要)

◆利用料金

	時間	利用料金(1時間あたり)
月曜日～金曜日	8時～18時	400円
	上記以外の時間	500円
土曜・日曜祝日	8時～18時	500円
	上記以外の時間	600円

6. 病児・病後児保育事業

◆お子さんが病気のために保育園や幼稚園に預けられない場合、小児科に併設した病児・病後児保育室で、一時的にお預かりします。

◆対象は生後2か月から小学校3年生までで、保育室で事前登録が必要です。

(ただし、ひつじさんの部屋は生後6か月から)

《利用時間》 ・月～金曜日 8:00～18:00 ・土曜日 8:00～13:00

・日曜、祝祭日、年末年始は休み(ひつじさんの部屋は土曜休み)

保育室	場所	料金	定員(1施設)
スマイルルーム (古賀小児科内科)	杵島郡江北町 Tel86-3890	1日:1,000円 半日:500円	1日:6人
ひつじさんの部屋 (ひらまつ病院)	小城市小城町 Tel37-0900		1日:6人

※すまいる保育園内に『病後児保育室 にこにこ』も定員2名で開設されています。

(利用料については、直接確認が必要です。)

7. 子育て短期支援事業(ショートステイ)

◆保護者の方が病気や出産などの理由で、一時的に養育できず、ほかに養育する方がいない場合に、児童福祉施設で一時的にお預かりします。

(原則7日以内)

利用施設	区分	施設
	2歳未満児(乳児院)	みどり園(佐賀市金立町)
2歳以上児(養護施設)	佐賀清光園(佐賀市呉服元町)	
	聖華園(佐賀市金立町)	
	済昭園(嬉野市塩田町)	

利用料	課税区分	2歳未満児	2歳以上児
	市町村民税課税世帯	2,800円	1,500円
	市町村民税非課税世帯	600円	600円
	市町村民税非課税世帯 (母子・父子家庭)	無料	無料
	生活保護世帯	無料	無料

8. 相談業務

◆《子ども家庭支援員》

- ・18歳未満の子どもに関する相談
子どもの適性やしつけ、家庭の事情で養育が困難な時等、
子どものことで悩みを抱え困っているとき。
- ・令和4年4月から、社会福祉課内に『子ども家庭総合支援拠点』
を設置し、さらに、子どもの見守りや連携強化を図っています。

9. 要保護児童対策事業

◆不安なく楽しい育児のために ～児童虐待の防止～

虐待対応（予防、早期発見、早期対応）

(1) 児童虐待とは

(2) 児童虐待への対応促進

(1) 児童虐待とは

◆ 児童虐待って？

児童虐待とは、保護者が子どもに対して行う、「子どもの心身を傷つけたり、健全な成長・発達を損なう行為」を言います。時には子どもの生命を脅かすこともあります。

身体的虐待

性的虐待

ネグレクト

心理的虐待

◆ これも児童虐待

- ・保護者以外の同居人による虐待を放置すること⇒ [ネグレクト]
- ・子どもの目の前でDV(配偶者等への暴力)を行うこと⇒ [心理的虐待]

◆ ヤングケアラーについて

本来大人が担うような家事や家族の世話、介護、感情面のサポート等を行っている、18歳未満の子どものことを、ヤングケアラーといいます。

子どもとして守られるべき権利が侵害される場合は、注意が必要です。

(2) 児童虐待への対応促進

◆ 児童虐待の早期対応を目指し、下記のとおり通告等の勧奨を行っています。

◆ 「もしかして虐待では・・・と思ったら、迷わず連絡を」

児童虐待は、家庭という外部の目の届きにくい場所で起きるため、虐待を見つけることは大変困難です。「いつも叫び声や泣き声が聞こえる」、「顔や体にあざがある」、「身体や洋服がいつも汚れている」、「季節に合わない服装をしている」、「子どもを残してよく外出している」などの兆候を見つけたり、気づいたりしたときは、児童相談所や小城市(社会福祉課)に相談(通告)しましょう。

※相談・通告の誤報に対しての罰則はありません。相談者のプライバシーは守られます。

◆【連絡先】

- ・佐賀県中央児童相談所(佐賀市天佑一丁目8-5) TEL 26-1212
- ・社会福祉課 子育て支援係 TEL 37-6107
- ・児童相談虐待対応ダイヤル TEL 189

4. ひとり親家庭への支援について

ひとり親家庭への支援

1. 児童扶養手当支給事業
2. ひとり親家庭等医療費助成事業
3. 母子父子寡婦福祉資金貸付事業
4. JR通勤定期の割引
5. 母子家庭等自立支援推進事業
6. 母子生活支援施設への入所
7. 相談業務

1. 児童扶養手当支給事業

(1) 支給対象について

(2) 所得制限について

(3) 支給内容について

(1)支給対象について

◆18歳に達する日以後最初の3月31日までの間にある児童が
いるひとり親家庭の父または母に支給される手当です。

※児童に中度以上の障害がある場合、20歳未満の児童が対象。

※ひとり親でなくても父または母が重度の障害を有する場合も受給の
対象となる。

◆毎年8月に現況届(更新手続き)を行う必要があります。

(2)所得制限について

◆対象者の前年所得が、一定額以上ある場合は、その年度(※1)について手当の全部または一部が支給されません。

(※1) その年度とは8月から翌年7月までを指します。

◆対象者と同居している扶養義務者の前年所得が、一定額以上ある場合も、手当の全部または一部が支給されません。

※ 対象者または子が、子の父や母から受け取った養育費については、1月～12月までの総額の8割が対象者の所得に加算されます。

(3) 支給内容について

《支給期》 5月、7月、9月、11月、1月、3月

《支給額》

養育する 児童の数	全額受給の場合(月額)	一部受給の場合(月額)
1人	45,500円	10,740円~45,490円
2人	10,750円加算	5,380円~10,740円加算
3人目以降	児童が1人増すごとに 6,450円加算	3,230円~6,440円加算

※所得により、支給額は異なります。

2. ひとり親家庭等医療費助成事業

- ◆母子家庭、父子家庭、父母がいない児童に対し、医療費の自己負担金の一部を助成します。児童扶養手当と同じ所得制限額による受給制限があります。

《助成対象》

- ・児童・・・18歳に達する日以後最初の3月31日までの間にある児童
- ・母子家庭の母、父子家庭の父・・・20歳未満の児童を養育している者

3. 母子父子寡婦福祉資金貸付事業

- ◆母子家庭等および寡婦の生活安定と、その児童の福祉を図るための貸付制度です。
(貸付金の種類ごとに条件が異なります。)
- ◆市は相談・受付を行い、佐賀県が決定・貸付を実施します。

4. JR通勤定期の割引

- ◆通勤で使用するJRの定期乗車券を3割引で購入することができる制度です。

《対象》 児童扶養手当の受給世帯

- ※ 用途は通勤に限られており、他の割引(学割など)との併用はできません。

5. 母子家庭等自立支援推進事業

(1) 自立支援教育訓練給付金

(2) 高等職業訓練促進給付金

(1) 自立支援教育訓練給付金

◆ 職業能力の開発のための指定講座を受講した母子家庭の母や父子家庭の父に対し、教育訓練終了後、支給される給付金

《対象講座》 雇用保険制度の教育訓練給付の指定教育訓練講座
(例: ホームヘルパー、看護師、医療事務等)

《支給額》 対象講座の受講料の6割相当

(ただし、上限20万円。看護師や介護福祉士等を目指す一部の講座を受講される方は上限160万円【修学年数×40万円】、下限12千円。)

(2) 高等職業訓練促進給付金

◆資格取得を目的とする養成機関で6ヶ月以上修業する母子家庭の母又は父子家庭の父に対し、支給される給付金で、支給期間は最長で3年間です。

(※ただし、資格取得のために4年課程が必要な方に限り、最長4年間を支給。)

《対象資格》 看護師(准看護師)、介護福祉士、保育士、理学療法士、作業療法士など

《支給額》 ・住民税非課税世帯・・・100,000円/月
・住民税課税世帯・・・・・・ 70,500円/月

※修学期間の最後の1年間

・住民税非課税世帯・・・140,000円/月
・住民税課税世帯・・・・・・110,500円/月

<修了支援給付金>

上記対象者の方が、養成機関を修了されたとき、修了支援給付金を支給します。

・住民税非課税世帯・・・ 50,000円/月
・住民税課税世帯・・・・・・ 25,000円/月

6. 母子生活支援施設への入所

◆18歳未満の子どもを養育している母子家庭の母が、経済的な理由や、生活上のさまざまな問題により、子どもの養育が十分にできない場合に、子どもと一緒に母子生活支援施設へ入所の案内を行います。

※ 所得の状況によって入所者の一部負担金が発生する場合があります。

7. 相談業務

《母子・父子自立支援員》

- ・ひとり親家庭の住居・就労・資金の貸付の相談
- ・DV(配偶者や恋人など、親密な間柄にある、又はあった人から振るわれる身体的・精神的・性的な暴力のこと)の相談 など

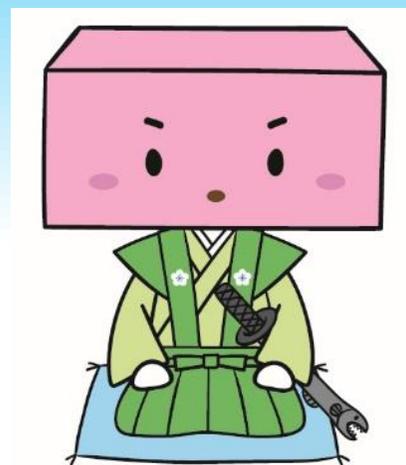
【連絡先】小城市役所 社会福祉課 子育て支援係
(庁舎1階 西館) ☎0952-37-6107

最後に

小城市では、今回紹介したような、子育て支援事業を実施していますが、今後もさらに、「子育て支援の充実」を図りたいと考えています。

皆さんが、もし、小城市に住むとしたら、どのような子育て支援があれば嬉しいか、また、小城市の政策や施策を実現させるためには、どのような事に取り組めば良いと思うか、ぜひ、考えてみてください！

ご清聴ありがとうございました



問い合わせ先

小城市役所 福祉部 社会福祉課 土井

TEL 0952-37-6107 ✉ kosodateshien@city.ogi.lg.jp